

# 動物に関すること

## 犬を飼い始めた時

生後91日以上の子犬には登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（年1回）が義務づけられています。飼い犬には鑑札及び注射済票の装着義務があります。手続きについては、各市町担当課にお問い合わせください。

## お問合せ先

下記の市町名をクリックすると、新しいウィンドウが開きます。

[石巻市（外部サイトへリンク）](#) | [東松島市（外部サイトへリンク）](#) | [女川町（外部サイトへリンク）](#)

- 首輪に連絡先を書いておくと犬が行方不明になった時に役立ちます。
- 繁殖を希望しないのであれば、不妊手術や去勢手術を受けさせることも飼い主の責任です。
- 犬は人間と同様、時には病気になったり、やがて年も取ります。一度飼った命は、飼い主の責任として最期まで愛情を持って飼いましょう。
- やむを得ず飼えなくなった時は、新たな飼い主を探す取り組みをしましょう。
- 愛護動物を捨てるなどの行為は法律で禁止されています。

## ペットに関すること

「宮城県食と暮らしの安全推進課」のホームページもご覧ください。

## 犬や猫の譲渡を希望する時

保健所では、飼い主のいない、または飼い主が見つからなかった犬・猫について、「できる限り生存の機会を与える」という動物愛護法の趣旨に基づき、希望される方に随時譲渡を実施しています。ペットは家族の一員となり、生活に潤いをもたらしてくれます。保健所から新たな「家族」を迎えてみませんか？

保健所から譲渡をする場合には、飼い主となる方へいくつかの確認事項や誓約していただく事項があります。

- 動物を終生飼養できる環境にあること（家族の同意、動物が飼える家であること、周囲の迷惑とならないように飼養できる環境にあること、など）
- 飼い主家族が面倒を見られない場合に、代わりにお世話できる人がいること

- 繁殖制限（避妊・去勢等）の実施
- 猫希望の方は室内飼いができること
- 営業目的に使用しないこと など

譲渡を希望される場合は、一度保健所で動物と面会していただきます。本当に飼えるのかどうかを十分検討していただいた上で、後日手続き・引き渡しとなります。

なお、譲渡できる動物がない場合もありますので、[譲渡動物情報](#)をご覧くださいか、石巻保健所までお問い合わせください。

## お問合せ先

---

- 石巻保健所 獣疫薬事班
- 電話番号：0225-95-1475

## 飼い犬・猫が行方不明になった時

住民の方からの通報や巡回パトロールにより保健所で保護している場合があります。すぐに石巻保健所にお問い合わせください。

## お問合せ先

---

- 石巻保健所 獣疫薬事班
- 電話番号：0225-95-1475

警察署などに届けられていることもありますので、警察などにもお問い合わせください。

### 注意！

保健所で保護した日から最短で4日後に処分の対象となります。

### 手数料

飼い主に返還する際、下記手数料（現金）が必要となります。

- 返還手数料（一頭につき）：2,000円
- 飼養管理料（1日1頭につき）：500円

## 迷い犬・猫を保護したら

---

飼い主が捜しているかもしれないので、必ず保健所や警察署に連絡してください。

[抑留（保護）動物情報へのリンク](#)

## 飼い犬が人や動物を咬んでしまった時

飼い主は保健所長に「**飼い犬によるこう傷届**」を提出する義務があります。  
飼い犬に**狂犬病の検診**を受けさせ、保健所長にその診断書を提出する義務もあります。  
手続きについては、石巻保健所にお問い合わせください。

### お問合せ先

---

- 石巻保健所 獣疫薬事班
- 電話番号：0225-95-1475

## 犬・猫を飼えなくなった時

保健所が飼い主から犬や猫の引取りを求められた場合、**相当の事由がない場合は引取りを拒否することがあります。**

相当の事由がある場合等は、事前に石巻保健所までご相談ください。

### お問合せ先

---

- 石巻保健所 獣疫薬事班
- 電話番号：0225-95-1475

## でも、ちょっと待って！！

---

保健所に引き取られた犬や猫は、新たな飼い主が見つからない場合は殺処分になることもあります。  
これまで家族同様に生活してきたのに、本当にそれでよいのですか？

**飼い主は動物を最期まで愛情を持って飼う責任があります。**

今一度、家族の一員であるペットを手放すことについて十分考え、最期まで飼う努力や、新たな飼い主を探す取り組みをお願いします。

 [飼い犬・猫の引取（手数料,日程）のページへのリンク](#) 

## 飼い犬・猫が死亡した場合

手続きについては、各市町担当課にお問い合わせください。

### お問合せ先

---

下記の各市町のリンクをクリックすると、新しいウィンドウが開きます。

[石巻市（外部サイトへリンク）](#) | [東松島市（外部サイトへリンク）](#) | [女川町（外部サイトへリンク）](#)

## 宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業について

県と公益社団法人宮城県獣医師会が連携し、平成26年9月1日より「飼い主のいない猫の不妊去勢事業」が始まりました。

この制度は、宮城県内（仙台市を除く）に生息する「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術費用の一部を助成するもので、人と動物が共生できる生活環境の確保を図ることを目的としています。

### 制度について

---

#### 対象

飼い主のいない猫（\* 飼い猫は対象外です）

#### 申請・手術期限

当該年度の2月末日

#### 助成額

- 雄：6,000円
- 雌：12,000円

#### 手術機関

協力動物病院

#### 注意事項

- **事前の申請**が必要であり、不妊手術後の申請はできません。
- 申請者以外に世帯を別にする近隣在住者**2名以上の連名**が必要です。
- 実施頭数に制限があります。

詳細は、[食と暮らしの安全推進課](#)（電話番号：022-211-2645）、[宮城県獣医師会（外部サイトへリンク）](#)（電話番号：022-297-1735）にお問い合わせください。

## どうぶつ基金によるさくらねこ無料不妊手術事業

- 公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。
- 「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。
- さくらねこTNRについては、[公益財団法人どうぶつ基金のホームページ（外部サイトヘリンク）](#)をご覧ください。

## 特定動物（危険な動物）を飼養・保管する場合

法令で定められた特定動物を飼養又は保管する場合、保健所長の許可が必要です。適正な飼養・保管について指導を行い、特定動物による危害防止に努めています。手続きについては、石巻保健所にお問い合わせください。

### お問合せ先

---

- 石巻保健所 獣疫薬事班
- 電話番号：0225-95-1475

### 特定（危険）動物の飼養又は保管の許可について（外部サイトヘリンク） （環境省ホームページへ）

---

## 動物取扱業を行う場合

動物を取扱う業を営む場合、保健所長への登録または届出が必要です。業者への監視・指導を行い、動物の適正取扱の推進に努めています。手続きについては、石巻保健所にお問い合わせください。

### お問合せ先

---

- 石巻保健所 獣疫薬事班
- 電話番号：0225-95-1475

### 動物取扱業を始めるには登録が必要です

---

「宮城県食と暮らしの安全推進課」のホームページもご覧ください。

## 化製場（畜舎）等を設置する場合

死亡獣畜の処理を行う場合、保健所長の許可が必要です。  
知事が指定した区域において、家畜などを飼養又は収容する場合、保健所長の許可が必要です。  
施設などへの監視・指導を行い、死亡獣畜などの適正処理の推進に努めています。  
手続きについては、石巻保健所にお問い合わせください。

### お問合せ先

- 石巻保健所 獣疫薬事班
- 電話番号：0225-95-1475

### 死亡獣畜の適正処理の推進

「宮城県食と暮らしの安全推進課」のホームページもご覧ください。

#### お問い合わせ先

東部保健福祉事務所（石巻保健所） 獣疫薬事班  
石巻市あゆみ野五丁目7番地  
電話番号：0225-95-1475

### 宮城県公式Webサイト

法人番号8000020040002

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-2111

Copyright © Miyagi Prefectural Government All Rights Reserved.